

日本国王良懷の遣使について

栗林宣夫

On the Ambassadors whom were sended by Ryokai, the King of Japan.

Norio Kuribayashi

『明太祖実録』に洪武四年（一二七二）十月癸巳の条から、同十九年（一二八六）十一月辛酉の条までの約十五年間における、日本からの使節についての記事があり、この中に六回にわたる日本国王良懷の遣使があるが、「良懷」とは、明の太祖が日本国王と認めた征西將軍良親王を「良懷」と記したものと解されている。「良懷」の遣使と記されているものが、はたして懷良親王の送ったものかについては早くから疑問がもたれていた⁽¹⁾。しかし「良懷」遣使の記事は、初期の日明交渉の情勢をうかがうための重要資料と思われるこれに関する諸論考もある。私もこれら先行の諸論考に導かれて、「良懷」の遣使について検討を試みたが、臆測の域を出ないものに終った。御批判をいただければ幸いである。

明の太祖が即位し、年号を洪武と定めた年（一二三六）は、日本では少年の義満が父義詮のあとをついで征夷大將軍となり（北朝応安元年）、南朝は後村上天皇の正平二十三年であった。また朝鮮では、元朝の没落によつ

て高麗の命運はいよいよきわまり、加えて倭寇のほしいままなる侵害掠奪に悩む恭愍王の十七年である。明の太祖は即立すると、まわりの東アジア諸国に対して、新王朝の成立とその正統性を告げ、中華思想に本づく宗属關係を結ぶための朝貢を促す招諭の使節を派遣した。この時の使は日本につくことはできなかったが、翌年二月、再び楊載らがおくられた。この一行は九州博多に上陸し、当時九州を制覇していた征西將軍懷良の本拠地大宰府に赴いたことは当然の行動であつたと思う⁽²⁾。

懷良親王は、一三三六（延元）年九月、八才の幼少の身をもって征西將軍に任命されて以来、約二十五年に及ぶ辛勞苦難がようやく実を結び、一三六一（南朝正平十六、北朝康安元）年以来、大宰府を本拠としてほぼ九州全土に号令し、征西府の黄金時代をつくつていた。そこにもたらされた太祖の詔書は、上表して朝貢することを促すとともに、倭寇の侵犯、掠奪を怒つて、その禁絶を強く要求し、詔書がついた時、臣服するならば表

文を奉じて朝貢せよ。もし海賊行為を続けるならば、わが水軍に出動を命じて海賊どもをほろぼし、直ちに日本を攻撃して国王を縛りあげよう、という威嚇脅迫の言辭であつた（実録洪武二年辛未の条）。懷良はこれを無礼と怒り、明使一行七人のうち五人を斬り、楊載ら二名は、三ヶ月に及ぶ拘留のうちに釈放するという措置をとつた。⁽³⁾

太祖の言辭が無礼であつたとはいへ、使者一行のうち五人を斬り、二人を拘留するということは普通ではない。斬られた五人は、ごうまんな態度で、日本を東海のエビすと軽侮するような態度行動があつたかもしれない。しかし、それにしてもこのような乱暴と思われる行動をとつたのはなぜであらうか。当時征西府の勢さかんで、懷良は意氣軒昂たるものがあつたであらう。また皇子という出身からくる自尊心もあつたであらう、中国のもつ中華思想に対する理解は少なく、むしろ日本の神国思想さえも抱いていたであらうから、朝貢要求に対する反発もあつたと思う。しかし、それらよりも更に大きい理由は、倭寇禁絶の威嚇をまじえた要求に対する激しい拒絶、敵愾心からであつたと思われる。懷良は延元元年の西向以来、熊野水軍、瀬戸内海の河野、忽那氏らの水軍また九州における中小豪族、これら勢力の援助をうけ、菊池氏と連絡がとれ、九州の武家方（北朝側）を破ることができた。⁽⁴⁾瀬戸内の水軍、九州の中小武士団には、海賊集団に転じ、倭寇として活躍するものが多く、懷良もこれを知つていた。⁽⁵⁾自分の与党である倭寇を禁絶せよという脅喝的要求に対して、強く反発したのは当然であり、それが明使一行に加えられた暴行となつたものであらう。

第二回の使節一行がこのような取扱いをうけたにも拘らず、太祖は翌洪武三年三月、第三回の使をよこした。そして、まわりの諸国は天命に順つて、臣と称して入貢し、西域諸蕃の王さえも朝貢してきた。それなのにひとり日本はこの情勢を理解せず、往問に答えないことは不満であるとし、華夷の分を強調してその朝貢を促した。そしてあわせて倭寇の禁止を要求し、なんじは外夷の小邦であるにもかかわらず、天道に逆らい、自らの分をわきまえず、海賊行為をして海岸地方をみだすならば、これは神人とも怒り、許しがたい行為である、征討の軍隊は準備をととのえて待機している、と威嚇した（『実録』洪武三年三月戊午の条）。この時の明使趙秩と懷良との応対は、趙秩の帰国報告に基づいて記されたと思われる。『実録』洪武四年十月癸巳の条の記事によると、懷良は趙秩をさきの文永の際の元使の子孫と解して斬ろうとしたが、趙秩は少しも恐れず、毅然とした態度で説得したので、懷良はその態度に圧させられて礼遇を加え、答礼の使として僧祖来らを明におくり、臣と称して上表し方物を貢し、明州・台州の被虜中国人男女七十余人をかえした、と記している。

藤田明氏は、「この記事は明史に見ゆる事なるが、真偽相半ばし、恐らくは親王秩を逐われ、秩やむなく貢物・国書を偽作し、祖来なる者を伴い帰りにすぎず」と、親王の使であることを全く否定している。懷良のおくつた使であることは否定しないが、その上表文が称臣朝貢の形式であつたことは疑わしいとして、石原道博氏は「果して臣と称されたかどうかは疑問で、あるいは文案起草者の舞筆か、明の史臣の潤色でもあらうか」と

考えられ、佐久間重男氏は「おそらく、中国側では、日本使節が表文ならびに進貢物としての名馬・宝刀などをもたらしたことをもって臣服の意思表示と解釈したのであろう」と、中国側の誤解があったとしている。⁽⁸⁾田中健夫氏は「真相は史料の表面からは読みとることはできないが、佐久間氏のいう誤解説、藤田氏のいう偽作説はともに、征西將軍府は中国との正式通文を希望するはずはない、という想定の上での立論である。私もまた征西將軍府が伝統的外交方針を大きく旋回させる意志もなく、またその力もなかったらうと想定し、両氏の説に賛同するものである。また太祖のちに征西將軍をさして「国王良懷」とか「日本正君」と称して、正式の通文の対象としてきたことを思えば、藤田氏の偽作説のほうがより真相に近かったように思われる。」と説かれる。⁽⁹⁾これらの諸説に対し、今枝・村井氏は「実録の書きぶりには、むろん趙秩に都合よく誇張された点があろう。懷良親王が対明方針を一八〇度転換させた背景には、日本国内の政治・軍事情勢の変化がある。いま詳説する余裕はないが、すくなくとも従来有力な趙秩による表箋の偽作説や、中国側の誤解説には従いがたい。ここで明帝と懷良とのあいだに冊封関係が成立した（すなわち日本国王良懷の成立）とみる方がはるかに史料に即した自然的な解釈であらう」と主張されている。⁽¹⁰⁾

『実録』洪武四年十月癸巳の条の記事のように、趙秩の説得によって、前述したような懷良の考え方が一変し、太祖に上表して称臣朝貢したとは到底考えられない。もし趙秩の説得をうけいれて使節を派遣したとするなら

ば、洪武三年（一三七〇）三月から、あまり時日を経過しない時期に行われたであらう。それなのに、明使趙秩らが来てから一年半も経過した時期の洪武四年十月に、祖來が派遣されたということは趙秩の説得によるものではなく、今枝氏らのいう日本国内の政治・軍事情勢の変化によるものと考えられる。すなわち、祖來派遣の洪武四年十月は北朝応安四年にあたるが、征西府打倒のため九州探題に任命された今川了俊が、中国の大内氏ら有力大名の協力を得て、この年五月には安芸に、十月には長門に入った。これは征西府にとって大きな圧迫であり、情勢の緊迫化であった。このため、拘留していた明使趙秩らを釈放して本国に送還することとし、この処置を征西側につく九州の中小豪族のうち、明使らを中国に送ることのできるもの、すなわち、港をもつ海岸地域を所領とするものたれかに委任したものと思う。この委託をうけた豪族は趙秩らと接触した結果、ただ彼等を送るだけではなく、遣明使節を仕立てて、明朝側の対倭寇政策や中国事情を探り、また俘虜中国人男女七十余人を返還して、みかえりの賞賜品を期待したものであろう。この俘虜中国人は『実録』に、明州・台州の被虜とあるので、彼等は前年六月に倭寇が掠奪してきた中国人であらう。この倭寇掠奪の中国人を返還したということは、祖來派遣の行を行った者が倭寇自身またはそれと密接な関係にある者であることを示しているものと思う。この際趙秩の入れ知恵によって、上表朝貢の形式をとることとし、日本国王には征西將軍懷良を擬したが、これは懷良の諒解を得ていないので、その名前をそのまま書くことを憚って、ことさらに「良懷」と記した

のではなからうか。

「国王良懷」の上表をもつた祖來らを迎えた明の太祖は、日本国王が使をおくり、上表して臣と称して朝貢したものと解してうけいれた。そしてこれに答えて、「国王良懷」に対して大統曆及び賞賜品を与えるべく、祖闡・克勤らを日本へおくる使節と定めた（『実録』洪武四年十月癸巳の条）。翌年五月明使一行は博多についたが、その時既に九州の情勢は一変していた。今川了俊は前年の北朝応安四年十二月関門海峡を渡り、応安五年三月から大宰府の攻撃を始め、四月には大宰府北方の佐野山に進出、八月には大宰府を落し、懷良は菊池武光とともに大宰府の南の高良山へ退いた。⁽¹²⁾ 従つて明使一行が博多へついた時、この地域は了俊の制圧下にあつたので、明使らは了俊によつて約一年間博多聖福寺に抑留された。しかし、この間に明使らは南北朝内乱という日本の国内事情を知り、克勤は天台座主に書簡をよせ、自分らは太祖の密命をうけて北朝に連絡をつけるため日本に來たが、博多に抑留されて使命を果せないでいると訴え、北朝へのあつせんを依頼した。天台座主はこの書面を將軍義満に見せ、義満は明使一行を京都へよびよせた。⁽¹³⁾

この天台座主あての書簡の内容によつて、明使一行ははじめから太祖の密命をうけ、北朝に連絡をつけようとしたもの、という解釈が一般的であつた。これに対して、佐久間氏は、中国側が日本における南北の紛争を知つたのは、祖闡・克勤らの帰国報告によるものであり、洪武五年の段階では、彼等が太祖の密命をうけ、北朝に連絡をとるため來日したということ⁽¹⁴⁾は考えられず、太祖はあくまで良懷すなわち懷良親王を日本の正君とみな

した。克勤の天台座主によせる書というのは、彼等が九州に滞留している間に思考した作文であつたといわねばならぬ、と批判した。⁽¹⁴⁾ 今枝・村井氏も、明使発遣の段階では、太祖は良懷を日本王と認め、それへの答使として祖闡らを送つた。しかし、これら明使の日本到着と相前後して情勢は変化し、大宰府の陥落によつて明使は苦境に立ち、太祖の本意は北朝に意を通ずるにあると強弁した。と佐久間説と同様の見解をとつている。⁽¹⁵⁾ たしかに『実録』洪武四年十月癸巳の条には、「良懷」に大統曆を頒賜するとあり、これは明らかに「良懷」を日本国王と認めた態度である。「良懷」に大統曆を賜う目的で使を送つたので、北朝に連絡をつけるためのものではない、と思われる。

二

明使一行は洪武七年五月帰国したが、太祖は、さきに「日本国王良懷」が上表朝貢したので、朕はこれを日本正君とみなして、使をつかわして朝貢に答えさせた。ところが使は拘留されること二年、今年五月からうじて歸つてきた、と憤慨した（『実録』洪武七年六月乙未朔の条）。しかし、明使一行を相應の礼をつくして応接した幕府が、去舟わずかに歸る、というような状態で歸したわけはなからう。『隣交微書』三篇卷一の宋濂「送無逸勤公出使還郷省親序」には、明使を送つて、答使として円宣と淨業・喜春が方物を備えて來貢し、あわせて倭寇が捕えた中国・高麗の民百五十人を返した、⁽¹⁵⁾と述べているのが実情であり、幕府の態度は鄭重であつたようである。幕府としては、誠意をつくして明朝との交渉をもつたので

あるが、『実録』洪武七年六月乙未朔の条には、日本国が僧宣聞溪・浄業・喜春等をつかわして来朝し、馬及び方物を貢したが、詔してこれを却けた。……時に日本国では、持明と良懷が争っていた。宣聞溪らは、その国臣の書を持参して中書省にさしだしたが、表文がない。皇帝は命じてその貢を却けた。と記している。幕府は明使に応接して、中国側の事情を知ったので、使を送って幕府の立場を説明し、明朝との通文をはかうとしたのであるが、外交経験の未熟さから、中国の中華思想に関する理解知識を欠いていたので、太祖から礼儀をないがしろにしたものとして、その朝貢は却下された。また『実録』乙未の条には、この記述のあとに、この時、

その臣の志布志の島津氏久がまた僧道幸らを使として、表を進め、馬・茶・布・刀・扇などの物を貢した。皇帝は、氏久は本国の命でなく、私に入貢したものとして、命じてこれを却けた。とある。島津氏久は高麗にも使をおくっており、この明への朝貢も貿易の利を求めようとしたものである。しかし、高麗とちがつて明では、また礼部に詔して、氏久に命令を下し、夷狄が中国を奉ずることは礼の常経であり、小をもつて大につかえることは古今の通義である。しかし氏久は、日本の紀年をつかい、陪臣の身分にも拘らず、表を奉じて入貢した。これは分を越えて礼を行ったものであり、うけられることはできない、といっている（『実録』洪武七年六月乙未の条）。朝貢とは、その国の王が明の皇帝に奉る上表をもつて朝貢することであり、しかも上表の紀年は、明朝が頒賜した大統暦によって明の紀年を用いなければならなかった。また、この乙未の条にはこのあと、日本

の高宮山報恩禪寺の使僧が、先にけさを賜ったことに対する謝恩を表すため来朝したことを記している。また『実録』同月乙卯の条には、日本の僧侶ら七十一人が南京についてたことを記している。これらの記事から、日明間の往来が容易になったことが知られる。また『実録』同月戊午の条には、日本国が掠奪してきた中国沿海の民百九人をかえしてきたので、各々郷里に還した、という記事がある。

『実録』の記事をたどっていくと、洪武八年正月丁亥の条には、正月を賀して海外諸国が使をおくって入貢し、その中に日本も含まれている。この日本国の実体も分らない。同九年四月甲申朔の条に、「国王良懷」の使が来たことを記している。同年五月壬午の条には、日本商人が来て、弓・馬・刀・甲・硫黄を献じ、太祖はその貢を却けたが、商人には白金を賜ったという記事があり、貿易の利を求めて西国地方の商人が中国との間を往来したようである。このうち、洪武十二年閏五月丁未の条、同十三年五月是月の条に、「日本国王良懷」の遣使のことがあるが、「良懷」の遣使については後述のことにする。続いて同十三年九月甲午の条に、日本国が僧明悟・法助らを来朝させて方物を貢したが表文はない、ただその征夷將軍源義満の丞相にあてた書面を持つていだけであり、その辞意はごうまんである。皇帝はその貢を却けさせた、とある。幕府は依然として対明交渉、朝貢形式についての知識・理解をもたなかったようである。

ここで当時の幕府の外交に関する姿勢・態度というものを考えてみよう。幕府にとって最初の外交交渉ともいべきものは、二代義詮の末年、高麗

使節が倭寇禁圧要請のため来日したことである。この時、幕府はこれを朝廷に報告してその評議を待ったが、朝議は一向にはかどらず、結局その取扱いを幕府に一任した。幕府は、海寇のことは四国九州の海賊の仕業であり、京都から厳刑の加えようもないが禁圧の方策を講ずる意志がある、という回答を天竜寺僧録司妙葩春屋の名において発送した。これは、いわば天竜寺役僧の書状という形式である。しかし、これによって高麗との間に通交が開かれ、倭寇禁絶の要望をもって高麗使節が度々来訪するようになった。それら使節のうち鄭夢周が来た時は、今川了俊がわざわざ応接し、この時の了俊の態度と倭寇とりしまりの行動を高麗側は高く評価し、以後高麗は中央政府たる幕府との直接交渉せず、西日本の実力者に倭寇禁圧を求めようになり、今川了俊が九州探題として高麗との外交交渉を、幕府から接收した形で担当した。

しかし、『善隣国宝記』上に、『答朝鮮書』として、北朝明德三年（一二九二）十二月二十七日付の高麗に対する幕府の返書がのせられている。これは高麗の大臣（高麗国門下府諸相国）に対し、相国寺住持（絶海中津）が返書を呈する形のものである。その内容は、十一月初め、貴国の使僧が相国閣下の命令により来日し、わが征夷大將軍に対し倭寇のとりしまりの要望をした。海賊の横行はわが国君臣の恥ずるところであるので、鎮西の諸將に対して海賊をとりしまらせ、俘虜を送還して隣交を回復したい、高麗との友好はわが方でも願望する所であると述べ、終りに、わが国の武將が外国と通交することがないので直接答えることができない。そこで僧侶の

私（絶海）に命じて代書せしめたものであり、決して礼をみだりにしたものではない、と断っている。このように、足利將軍の返書は禪寺の僧侶に代書せしめ、その僧侶の書状の形で行われている。この返書の体裁と内容からみて、さきの二回にわたる義満の遣明使が表文をもたず、征夷大將軍の丞相あての書状をもつていったということも理解できる。幕府としてはわが国の將臣、古より境外通事の事なし、という考え方があるので、日本における征夷大將軍に相当するものは、明の丞相であると解釈し、丞相あての書状をもたすのが適当と判断したものであろう。決して礼をみだりにしたものでなかったのであるが、明朝側からは辞意ごうまんとみえたのである。洪武期における幕府と明との関係は、幕府は明朝の考える外交儀礼すなわち朝貢形式を知らないもので、明朝からは無礼ごうまんな態度としてしりぞけられ、全く行きがちがとなり、相交わることにはなかった。

前記のように、『実録』には第一回の洪武四年十月の祖来派遣について、(2)洪武九月四月甲申朔、(3)洪武十二年閏五月丁未、(4)洪武十三年五月是月の各条に、「日本国王良懷」の遣使の記事がある。(2)の場合には、倭寇があいかわらず中国沿岸地域をあらしまわること怒つた太祖が、中書省をして詰問叱責の書をおくったことに対する謝罪の使であった。これに対して、太祖は一応その謝罪をうけいれたが、「良懷」の表文の詞語は誠意がないとして、さらに長文の戒諭の詔を与え、險阻をたのんで天道を無視して海賊を横行させていることを責め、日本を征伏しようと思えば容易である。と威嚇してその禁絶を強く要求した。

洪武九年（一三七六）は、北朝の永和二年・南朝の天授二年に当るが、このころ懐良はどんな状態にあったか。前記のようにこれより四年前、すなわち一三七二（南朝文中元、北朝応安五）年に、大宰府が落ちたので筑後高良山へ退いたが、その翌年（一三七三年）十一月ごろ、征西府側の黒柱であった武光が死んだことは、征西府側にとつては大きな打撃であった。しかも、そのあとをついだ武政さえも翌文中三年（一三七四）五月に死に、あとを相続したのはまだ年少の賀々丸（武興のち武朝と改む）であった。征西府陣営の士気は阻喪し、その年九月には高良山の陣も支え難くなり、十月初めごろ肥後の菊池に退いた。そして翌年（一三七五・南朝天授元年・北朝永和元年）の夏ごろ、懐良は征西將軍の職を甥に当る良成親王（後村上天皇の皇子）に譲つた。この処理は、戦局の不利と重なる不幸のため困憊した懐良が、局面の打開を次代に任せて引退したものとと思われる。引退ののち、まもなく菊池を去つて矢部へ移つた。¹⁹⁾ 矢部（福岡県八女郡矢部村）は、懐良をその幼時より育てて西向に従い、九州経営を助けて三十年の苦勞を共にしてきた五条頼元、良氏文字の所領であった。当時頼元は既になくなつていたが、良氏およびその弟良遠、良遠の子頼治が懐良を迎えた。矢部は四方を山に囲まれ、九州無双の要害とよばれた地である。²⁰⁾

このような山深い矢部に引退していた懐良が、遣使しかも謝罪の使を送る必要があつたのだろうか。『実録』には、これより先、皇帝は中書省に命じて文を移して責めた。とあるが、当時の北九州の情勢からみて、この

詰責の移書が懐良にとどいたか、とどいたとしても懐良がこれに対して謝罪するということは考えられない。『実録』の記事自体が疑問の多い文である。佐久間氏も、南朝勢力がわずかに残存勢力として肥後の山中に逼息せざるを得ない状態で、大陸に派遣船を出すことが果して可能であつたかどうか、はなはだ疑問といわざるを得ない、と述べられている。²¹⁾ 藤田氏は、この使は義満の派遣としてゐる。しかし、前述のように、義満はこの前後に使をおくつており、それらはいずれも表文をもたず、ただ將軍の丞相あての書面を持参しただけである。この使は表文を持参して、遣使の方法が違つてゐるので、これは義満の使とは思えない。

なお「良懐」の第六回すなわち最後の遣使は、『実録』洪武十九年十一月辛酉の条に、日本国王良懐、僧の宗嗣亮をつかわして、表をたてまつつて方物を貢したが、これを却けた。と記してある。洪武十九年は一三八六年であるが、懐良はそれより三年前の一三八三年（南朝弘和三年）三月ごろ、矢部で死去したことは藤田・杉本諸氏の一致した見解である。²²⁾ 従つて『実録』洪武十九年十一月辛酉の条の記事の「国王良懐」とは、懐良でないことは明らかであり、なにもものが「国王良懐」の使と称して派遣したものである。このことから、ただ第六回の遣使だけではなく、他の場合の「国王良懐」の遣使というのも、それらは果して懐良の使であるかどうか、疑わしいともいえる。

(3)は、「日本国王良懐」が使をおくり、上表して馬・刀・甲・硫黄などの物を貢した。使の帰国に際し、「良懐」および使に相当の賜物があつた。という

記述である。石原氏は、この使節一行のなかに、通事尤虔というものがいることに注目し、これはさきの『実録』洪武七年六月乙未の条に見える、島津氏久の使の通事と同じ人物であると指摘された。²³⁾ 佐久間氏もこの事をあげ、従って、この使は懐良の使ではなく、島津氏のおくつたものとするのが妥当である、とされている。²⁴⁾ しかし、通事が同人物であることだけから、島津の使とするにはややためらうが、矢部にこもっている懐良が明に使をおくる必要は考えられず、使を送ることが可能であつたかも知れなく、これも懐良の送つた使ではあるまい。

(4)の場合には、「国王良懐」の使が来て方物を貢献したが、表文がないので、皇帝はその誠ならざるをもつて、これを却けた、と記してある。不誠というの、表文をもたない非礼と、倭寇のとりしまりがとられていない不誠意な態度の両者を含めてるのである。それにしても、「国王良懐」の遣使と記されているこれまでの三回は、みな表文をもち、表文なしということとはなかつた。この(4)の場合の差遣者は、「国王良懐」といいながら、これまでの「良懐」とは違つた人物なのであろうか。

三

洪武十三年五月の「国王良懐」の便は表文をもたず、その朝貢は誠ならずとして却けられた。同年九月の將軍義満の使も表文をもたず、將軍の丞相あての書面をたずさえただけであり、しかもその辞意がごうまんであるとして、これまたその朝貢がしりぞけられた。そのためか、この年の十二月、太祖は日本国王問責の使をよこし、口を極めて日本の不誠意と君臣の非道

をのしり、その隣邦を侵寇し、ごうまん不恭の態度を非難した(『実録』洪武十三年十二月是月の条)。しかし、太祖が日本国王と認めている懐良は矢部の山中に隠居しており、北九州を制圧した今川了俊は全力をあげて菊池を攻撃していた。この情勢下、日本国王問責の明使が懐良のもとに着したとは考えられず、明使と今川了俊との応接もなかつたようである。いつたい明使はどこに到着したのであろうか。

このような問責使派遣の事を知つてか、知らないでか、翌洪武十四年(二二八二)七月、「日本国王良懐」の使僧如瑤らが朝貢し、方物および馬十匹をたてまつつた。倭寇のとりしまりを放置している日本の態度を怒つていた太祖はこれを却け、さらに礼部尚書に命じ日本国王に対し、上帝の命を奉ぜず、おのれの分を守らず……ただ環海の險をなすのを知つて、みだりに尊大の態度をとり、ほしいままに隣邦を侮つて、民をはなつて海賊をさせている、とその態度をきびしく責め、もし叛服常ならず、中国と仲たがいをするならば、必らず禍をうけよう、と威嚇した書状をおくさせた。また、日本に征夷大將軍という実力者の存在するのを知つたのであろう、征夷將軍に対しても、日本の君臣は大海にかぶ小国にすぎないくせに、いつわりが多く不誠であり、民をはなつて海賊をはたらかせ、ほしいままに隣邦をあらし、良民の害となつてゐる、と烈しく責めなじり、日本は近ごろ強盛をほこり、民をはなつて海賊をさせ、ほしいままに隣邦を害している。もし、勝負をくらべ、是非を見ようとし、強弱を判別しようとするならば、恐らく將軍の利ではない、將軍は慎重に考えてみよ、と

脅嚇した書状を送らせた。

この二通の移書は、当然如瑤が彼を派遣したものの所へ持ち帰つたであらう。そしてこの移書に対する「良懷」の返書というものが、『実録』には記されていないが、中国の若干の史書に記されている。それら史書の一つである『明史』日本伝には、(洪武)十四年、また来貢す。帝ふたびこれを却け、礼官に命じて書に移し、その王を責め、ならびにその征夷將軍を責め、もつてこれを征せんとする意を示す。良懷上言し、臣聞く三皇極を立て、五帝宗をゆるずる。ただ中華に主有りて、あに夷狄に君なからんや。……という書き出しで記載している。この「良懷の返書」は有名なので全文は省略するが、その大要は、太祖の威嚇にひるまず、その詰責をはねかえし、わが国は辺境の小国があるが、足るを知る心がある。明の皇帝は広大な領域をもちながら、なお足らざるの心があつて、戦争をおこしてわが国を攻めようとする。しかし、わが国にはこれを防ぐ計画もあり、なんで恐れようか。望みとあらば一戦を辞するものではない。されど古より平和を上とし、戦争をやむるを強しとする、民衆の苦しみをまぬかるようにし、その艱難辛苦を救うことが上策である、という雄気堂々として、しかも条理の通つた文章である。

藤田氏は、太祖の詰責の移書は懷良親王にとどいたやうで、親王はこれに返書を与え、明の東征の念をくじいた。親王は当時矢部の奥に籠居していた時にも拘らず、意気の盛んなること天をつくの概がある、と述べられている。²⁵⁾ 石原氏は、太祖の移書は両方とも懷良親王のもとにもたらされ、

返書は親王から送られたものである。当時南風競わず、北九州さえ支配できなかつたにもかかわらず、親王の堂々たるこの返書は、太祖を圧して征戦の意を断念せしめたという成功をおさめた。この特筆すべき自主外交の勝利は、当時の日本人は誇りとした。『高麗史』恭王の三年十月甲戌の条に、日本の僧侶玄教が、道本ら四十余人をつかわして土物を献じ、表を奉つた記事を記しているが、この記事の後半に、道本ら言う、中国かつて日本を責むるに、臣と称せざるの政をもつてす。わが国こたえて曰く、天下は天下の天下にして、あに一人の天下ならんや、ついに臣を称せず、……とあるが、この言葉は親王の返書をさすもの、といわれる。²⁶⁾ 小葉田氏も、『高麗史』のこの記事をあげ、玄教は博多辺の興利の徒でもあらうが、中国云々の事は、懷良親王の返書の事実を指す事は明らかである、とされている。²⁷⁾ 恭讓王の三年は一二九一年(南朝元中八年、北朝明德二年・明洪武二十四年)であり、この返書のことやその内容は、その頃の九州在任の対外通商に従事しているものには知られていたものであらう。

これらの諸説に対し、佐久間氏の説は次のやうである。『剪勝野聞』に、『明史』および『明史藁』の日本伝に掲載されている良懷の返書と大同小異の記録を留めている。それは「余かつて倭国の通を求める表文を見るに曰く云々」として掲げられている。それには、年次もなく、倭国の誰であるかも記していない。『明史藁』の編者は、表文とあるから日本国王のものでなければならず、日本国王といえは良懷であるとして結びつけたものと考えられる。しかも洪武十四年如瑤らの帰国にあたり、礼部に命じて書

状を送つてその王を責めしめたことから、それに答えた書状がこの表文にほかならないとして、洪武十四年の年次にかけて記載するに至つたものであろう。しかし、太祖の移書は同時に將軍義満にも送られたと『実録』は記している。わが『統本朝通鑑』にもこの表文を引用し、その編者は割註に、この表文は義満の書か、懷良の書か、明らかでないが恐らく後者で、しかも菊池氏が中国・高麗の学識ある者に請うて書かせたものであろうか、と推定している。これが義満の書か、懷良の書か、断定することは、これだけの資料からは困難である。当時の政治情勢や表文の内容から検討するほかはないであろう、内容からみると、相手を恐れず、これに抵抗する毅然たる態度が看取せられる。これだけのことが言える立場にあるものは、当時の政治情勢から判断すれば、全国统一をほぼ完成した政権担当者義満を置いて他になつたのではなからうか。義満の書とみるのが自然であり、その可能性は充分考えられる、と主張されている。²⁸⁾

この返書は、その内容やこれまでの日明交渉の経緯からみて、『明史』日本伝が記しているように、洪武十四年七月の如瑤帰国に際して、礼部をして日本国王および征夷大將軍に伝えさせた詰責の移書に対するものと思われる。返書の内容からみると、征夷將軍に対する威嚇詰責に対する返答の性格が強く、恐らく二通の移書を併せ読んだの返答と思われる。そして返書作製の時期は、洪武十四年七月からそれほど経過しない時期、すなわち日本では南朝の天授七年||弘和元年、北朝の永徳元年のころであろう。太祖の二通の移書は、如瑤が彼を明へおくれた者のもとへもたらしたと思

われる。誰が如瑤を明へおくれたのだらうか。如瑤は「良懷」の使節として送られたことからみて、これは宮方、征西府側のものであろう。従つて天授七年（弘和元年）のころの宮方の動静をたどることによつて、この使節をおくれたもの、さらには、そのものに関連して返書の發送者を知る手がかりがつかめるのではなからうか。

後征西將軍良成と菊池武朝ら宮方は、蟬打の敗戦以後は防戦一方であつたが、天授七年（弘和元年）四月には菊池の外城がつぎつぎに落され、六月には隈部本城が落ちて武朝は逃亡し、ついで良成の拠る染土城も落ち、良成は「たけ」の御所（熊本市の西北方の金峰山の山中にあり、といわれている）に隠れた。そのうち、良成は海岸の方面から、ひそかに川尻・宇土兩氏に連絡を求め、兩氏の援助によつて宇土に移つた。²⁹⁾しかし、宇土へ移つた時期は明らかでないよう、弘和元年のころは「たけ」にいたのでないか、と思われる。「たけ」の山中にいたのでは、太祖の移書を見る機会もなかつたであろう。また、懷良も矢部の山中にこもつていたならば、太祖の移書を見る機会はなかつたであろう。ところが、大正五年、熊本県八代の中宮社の地下から発掘された宝篋印塔の台石の銘文（西面に、「天授第七辛酉の歳、靈照院禪定尼のために、生死を出離し仏果圓滿なり、……」東面に「願主天心叟、彫巧禪秀比丘」と刻まれている）があり、これに着目された杉本氏は次のように説かれる。天授七年（弘和元年）は、懷良親王はその母三十回忌にあたるので、親王は八代の中宮山護禪寺に参籠してこの塔をつくり、台石に前記の文を刻んで、中宮社に奉納供養されたもの

と考えられる、と。⁽³⁰⁾ そうすると、懐良はこの頃の一時期、八代に居られたと十分考えられる。八代に滞在していたならば、太祖の移書を見る機会があったであろうか。八代の地は、建武中興における名和長年の功勞によって、その子義高が八代の地頭職を与えられ、正平十九年（一二六四）義高の子顯興が家をついで八代に下向し、ここを根拠地として征西府について奮闘してきた。⁽³¹⁾ 九州の海岸地域を支配する中小豪族には、軍資金を得るため、水軍を組織し海賊をはたらくものも少なくなかったようである。八代の位置や地形からみて、名和氏も海賊をはたらくことはありうる。その名和氏が、時には「良懐」の使と称して朝貢の形をとって、明側の事情をさぐり、あわせて賞賜品を得ようとしていたと考えるのも不自然ではない。名和氏は「日本国王良懐」の使と称するものをおくる可能性のある一人と推測することができよう。如瑤もそれら使の一人であって、太祖の移書を八代にもたらした。たまたま母の供養のため、名和氏を頼って八代に滞留していた懐良の目にふれ、そこで返書がつくられたのではないかと臆測するものである。

『実録』によれば、「日本国王良懐」の最後の遣使の洪武十九年（一二八六）十一月は、前述したように、良懐はすでに死んでおり、従ってこの使は良懐の送ったものではない。このころ、すなわち南朝元中三年・北朝至徳三年（一二八六）から、武家方の今川軍の川尻・宇土に対する攻勢は強化された。元中七年九月宇土城に落ちて良成は八代城に移り、翌八年は八代は陥落して官方は降伏した。以上の官方没落の経過からみて、「良懐」最後の遣

使といわれるものは、八代の名和氏が使をおくることのできた最後の時期と判断できる。

「日本国王良懐」の遣使の演出者は、単数が複数か判断しかねるが、いずれにしても、名和顯興はその影のこい人物のように思われる。太祖が倭寇禁絶を要求し、日本国王と認めて交渉した「良懐」は、懐良親王ではなかったようである。それは海賊行為をとりしまる意図もなく、その能力もなかった。度々の詰問叱責にもかかわらず、要求が一向にみたされないのごうをにやし、その不誠意を怒った太祖は洪武十九年発覚したという林賢事件を機に、⁽³²⁾ 日本も謀反の陰謀に加担したとして、日本との通交を断絶したので、日本の公的交渉は次の代にまたねばならなかった。（一九七五・九・二七）

註(1) 例えば、小葉田淳氏は、当時懐良親王の遣使と称するものも疑うべきもの多く、所謂貪商假名の徒も少なくなかったようである、と述べられ（『中世日支通交貿易史の研究』一頁）、藤田明氏は『征西將軍宮』で、良懐の遣使といわれるものは、すべて懐良親王の使ではないと否定されている。

(2) 田中健夫氏は、征西將軍府をもって日本の外交接待の公式の役所である大宰府の後身と意識していたことによるものであろう、と述べられている。『中世対外関係史』五五頁。

(3) 今枝愛真・村井章介「日明交渉史の序幕——『明国書并明使仲献無逸

尺牘』を中心に——『東京大学史料編纂所報』一一。

(4) 前掲、『征西將軍宮』四一頁。

(5) 池内宏氏も、然れども太祖の望む如く海賊を鎮圧するのは宮の欲する所ならざるや明けし、何となれば海賊等は南朝の有力なる援助にして、且彼等の奪掠によつて得る所の利益は亦南軍の利益なればなり、と懷良と倭寇の結びつきを指摘しておられる。(「明初に於ける日本と支那との交渉(二)』『歴史地理』六ノ六。)

(6) 『征西將軍宮』三六四頁。

(7) 「日明交渉の開始と不征国日本の成立」(茨城大学文学部紀要・人文科学』四)

(8) 「明初の日中關係をめぐる二・三の問題——洪武帝の対外政策を中心として——」(『北海道大学人文科学論集』四)

(9) 前掲『中世対外關係史』五六頁。

(10) 前掲『日明交渉史の序幕』

(11) 『実録』洪武三年六月是月の条に、倭夷寇山東、輒掠温・台・明州傍海之民、……とある。

(12) 『征西將軍宮』三七〇—三九〇頁。川添昭二『今川了俊』七四—七八頁。大日本史料六一—三六、南朝文中元年、北朝応安五年八月十二日の条に大宰府陥落を記している。

(13) この明使一行の東日の動静に関しては、前掲『日明交渉史の序幕』に詳説されている。また、大日本史料六一—三七、南朝文中二年、北朝応

安六年六月二十九日の条に、使節一行の上京に関する多くの史料がのせられている。

(14) 前掲「明初の日中關係をめぐる二・三の問題」

(15) 議遣総州太守円宣、及浄業・喜春二僧、従南海下太宰府・備方物来貢、所虜中国及高句驪民、無慮百五十人、無逸化以善道、悉令具大舶遣歸。無逸等自太宰府発舟、五晝夜即達昌国州、已而赴南京、仍見上端門、無逸備陳其故。

(16) 中村栄孝「太平記に見える高麗人の来朝」『室町時代の日鮮關係』

『日鮮關係史研究』上所収。

(17) 前掲中村「室町時代の日鮮關係」前掲川添『今川了俊』一六一—一六八頁。『高麗史』には、今川了俊を閩西省探題、九州(道)節度使の官名で記し、時には霸家台と書いている。

(18) 後小松院明德三年壬申答朝鮮書此以下二書絶海撰日本国相国承天禪寺住持沙門

某端肅奉復高麗國門下府諸相国閣下、……然而我国将臣、自古無疆外通問之事。以是不能直答来教、仍命釈氏某代書致敬。非慢礼也。……

(19) 藤田明氏も、征西將軍の職を譲つたことを述べ、ここに御隱退の御身とならせられたるが如し、と記され、將軍職を御譲あらせられしと共矢部に遷御あらせられしか、或いはなお暫く菊池にあらせられ、やがて矢部に移らせられしものか、と述べられている(『征西將軍宮』四二—四三—四四頁。杉本尚雄氏は、懷良は元授元年六月から十月の間に引退、引退後まもなく筑後矢部の五条氏を頼つて、ここに遷られたものと推測さ

れている（『菊池氏三代』二七八頁）。また杉本氏は、懷良が矢部に隠通したのは、良成や菊池の当主武朝らとの間が円滑を欠いたこともその一因と思われる、と述べている（『菊池氏三代』二八一頁）。懷良と良成・武朝との間が疎隔したことは藤田氏も認むる所である（『征西將軍宮』四七一―四七三頁）。

(20) 『楓軒文書纂』四十九冊五条家文書「頼治申状」に、矢部の地形について、当山者、肥後・筑後・豊後三箇国之堺、九州無雙之要害候。と述べている。

(21) 前掲「明初の日中関係をめぐる二・三の問題」

(22) 前掲『征西將軍宮』四八〇頁。前掲『菊池氏三代』二八四頁には、弘和二年八・九月のころから病床に臥され、翌三年三月二十七日に（万寿寺過去帳）、五十五・六歳と思われる齢で死去された、と述べてある。

(23) 前掲「日明交渉の開始と不征国日本の成立」

(24) 前掲「明初の日中関係をめぐる二・三の問題」

(25) 前掲『征西將軍宮』四四五―四四六頁

(26) 前掲「日明交渉の開始と不征国日本の成立」

(27) 前掲『中世日支通交貿易史の研究』二〇頁註(1)

(28) 前掲「明初の日中関係をめぐる二・三の問題」

(29) 前掲『征西將軍宮』四六九―四七一頁。

(30) 前掲『菊池氏三代』二八三頁。なお、藤田氏は、この塔の発掘前に亡くなっている、これについては言及されていない。

(31) 名和顯興・宇土道光が征西府にくみし、懷良親王の信任を得ていたことは、大日本史料六〇三一、南正平二十四年、北応安二年十一月十七日の条からもうかがわれる。

(32) 林賢事件については、前掲「明初の日中関係をめぐる二・三の問題」参照。
(13)

（昭和五十三年度科研費、総合A「中国外交史における中華思想」の分担研究である）